農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要領の制定について

2 7 食産第 4 8 2 3 号 2 7 生産第 2 3 9 5 号 2 7 政統第 4 9 2 号 平成 2 8 年 1 月 2 0 日 農林水産省食料産業局長 農林水産省生産局長 農林水産省政策統括官 通知

一部改正 平成28年10月11日付け28食産第2918号

28生産第1130号

28政統第997号

一部改正 平成30年2月1日付け29食産第4612号

29生産第1902号

29政統第1575号

最終改正 平成31年2月13日付け30食産第4448号

30生産第1821号

30政統第1719号

農林水産省食料産業局長農 林水産省生産局長

農林水產省政策統括官 通知

農畜産物輸出拡大施設整備事業については、先に農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知)が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要領を定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施につき御配慮をお願いする。

農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要領

I 産地競争力の強化・輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備

第1 取組の概要

「農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱」(平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)別表1のIのメニューの欄の1の取組の概要については、次に掲げるものとする。

- 1 農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備 国産農畜産物の輸出拡大に取り組む産地において必要となる耕種作物産地基幹施設及び畜 産物産地基幹施設の整備を支援。
- 2 農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備 国産農畜産物の輸出拡大に向け、不特定多数の産地から国産農畜産物を集荷し、出荷・加工を行うために必要な施設の整備を支援。

第2 取組の実施基準等

- 1 事業の実施基準
- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了している ものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、 事業実施主体は、「農畜産物輸出拡大施設整備事業の配分基準について」(平成28年1月20 日付け27食産第4824号、27生産第2396号、27政統第493号、農林水産省食料産業局長、農 林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知。以下「配分基準通知」という。)に定め た成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。
- (3) 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知)によるものとする。

- (4) 別紙様式により当該事業で導入する産地基幹施設を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成していること。
- (5)整備事業を実施した事業実施主体は、要綱第11の6に則して、整備した施設等を利用する農業者から、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が、農産にあっては、農林水産省作成の「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAP、畜産にあっては、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実施する場合は、この限りではない。

(6) 産地基幹施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事

業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

- (7) 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む)の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。以下同じ。)が、事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- (8) 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合(ア又はイに掲げる場合等)にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式1号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。 ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

(9)整備事業で実施する産地基幹施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、 耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び 利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣議 決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (10) 産地基幹施設の整備に対する交付については、既存産地基幹施設の代替として、同種・ 同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、交付の対象外とするものとする。
- (11) 産地基幹施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- (12) 産地基幹施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の産地基幹施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (13) 産地基幹施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手の動向に即し、担い手を目指 す農家及び生産組織の育成に資する最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事 項に留意するものとする。
 - ア 担い手を目指す農家及び生産組織との間で十分調整を行うとともに、運営については、 これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう 努めるものとする。
 - イ 必要に応じ、産地基幹施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、適正な 品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農 産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検 討を行うものとする。

- (14) 産地基幹施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及 び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。
- (15) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として産地基幹施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものと し、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。)、 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。)、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社(当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。)及び土地改良区に限るものとする。
 - ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
 - エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担(事業費 交付金)/当該施設の耐用年数+年間管理費」により算出される額以内であることと する。
 - オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。 なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある 者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (16) 野菜、果樹又は花きについて、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合 にあっては、園芸施設共済に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続 することが確実と見込まれることを要するものとする。
- (17) うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合については、果実等生産出荷安定対策実施要綱(平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知)第2の1に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。
- (18) 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

- (19) 畜産物処理加工施設のうち産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜残 さ等の再資源化等の有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜の取扱いに努める ものとする。
- (20) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- (21) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、事業実施主体が、整備する施設を適切に管理できる者であることを確認するものとする。
- (22) 本事業の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必

要となる次に掲げるいずれかの取組を行うものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の 拡大を図るものとする。

- ア 輸出先の求めるGAP認証の取得 (GLOBAL G.A.P.、ASIA GAP、JGAP等の認証をいう。)
- イ HACCP又は国際基準に整合している認証等をいう。)
- ウ ハラール認証 (イスラム諸国への輸出の際に要求されるハラール認定マークが表示された食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。)の取得
- エ 有機JAS等認証の取得

その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等(CA(環境制御型)貯蔵施設等)の導入

(23) 輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組において、実施要綱別表1のIのメニュー欄の1の(1)の耕種作物産地基幹施設整備の工の農産物処理加工施設及び才の集出荷貯蔵施設の整備等を行う場合、事業実施主体は次の事項に留意するものとする。

ア 共通

事業実施計画に目標年度における輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額(見込)を 記載するものとする。

また、輸出先国別の輸出戦略を策定し、毎年度検証を行うよう努めるものとする。

イ 米

毎年度の輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額を、産地別及び品種別に記録するものとする。

ウ 野菜、果樹、茶及び花き

野菜、果樹及び花きについては、集出荷施設をはじめコールドチェーンを確立する等、 輸出物の品質保持に努める。また、毎年度の輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額を、 産地別に記録するものとする。

茶については、集出荷貯蔵施設に集荷した茶の生産履歴が確認できる体制を構築する とともに、残留農薬分析の実施等により、海外に輸出する茶が輸出相手国の残留農薬基 準に適合していることを確認するよう努めるものとする。

- (24) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者による、第1の2の農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備の取組は、2 事業実施主体(4)のア及びイにかかわらず取り組むことができるものとする。ただし、この場合の施設整備等は、実施要綱の別表の1のIのメニュー欄の1の(1)のエの農産物処理加工施設及びオの集出荷貯蔵施設に限るものとする。
- (25) 本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入するものとする。なお、事業実施状況報告書及び評価報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。
- (26) 事業実施主体は、GFP (農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出プロジェクトをいう。) のコミュニティサイト (http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/entry.html) に登録している者とする。

2 事業実施主体

- (1) 農業者の組織する団体又は事業協同組合若しくは事業協同組合連合会が事業実施主体と なる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有して いなければならないものとする。
- (2) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(6)の「生産局長等が別に定める消費者団体」とは、消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体のうち、消費者のための活動を恒常的に行って、次の要件を全て満たす民間団体(企業・業界団体は除く。)とする。
 - ア 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等 により適正な運営が行われていること。
 - イ 営利を目的としないものであること。
 - ウ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
 - エ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
 - オ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の 候補者(当該候補者になろうとするものを含む。)若しくは公職にあるものを又は政党 を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
 - カ 構成人数が原則として20人以上の団体であること。
- (3) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(6)の「生産局長等が別に定める市場関係者」は、次に掲げる者とする。
 - ア 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。
 - イ 卸売業者、仲卸業者、売買参加者農業者団体で構成する団体又は協議会(会則等の定めがあるものに限る。)であって、営利を目的としないもの。
- (4)要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の「生産局長が別に定める民間事業者」は、 次の要件を全て満たす者とする。
 - ア 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営している
 - イ 施設の利用料金が、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

ただし、第1の2の輸出拡大に向けた広域集荷体制等の構築の取組は、行うができる ものとする。この場合において施設整備等は、実施要綱の別表の1のIのメニュー欄の 1の(1)のエの農産物処理加工施設、オの集出荷貯蔵施設に限るものとする。

- (5) 要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(11)の特認団体は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
 - イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体
- 3 採択要件
- (1)要綱第3の4の(1)の別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は配

分基準通知の別表1-1、1-2-①及び1-2-②において定めるものとし、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を2つまで設定すること。

(2)整備事業の上限事業費

要綱別表1のIのメニューの欄の1の(1)のうち次に掲げる産地基幹施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する 必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額 の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

整備	講事業の内容	上限事業費
育苗施設	水稲(種子用を除く。)育苗施設に限る。	育苗対象面積1~クタールにつき90
		0千円、ただし、100~クタール未満
		の場合は1,600千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき450千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあっては計画処理量1トンにつ
		き325千円
		麦にあっては計画処理量1トンにつ
		き450千円
農産物処理加工施設(稲・麦・		計画処理量1トンにつき4,450千円
大豆)		
農産物処理加工施設(茶)	仕上茶加工機(抹茶)を整備する場合を	·
	除く	0千円
作山井哈萨拉西 (n) >"		三面加田県1トルテっキ900千田
集出荷貯蔵施設(りんご)	選果機(選果機のみを整備する場合を含	計画処理量1トンにつき380千円
	世未成 (選未成のみを登開 9 0 場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質	
	センサーを同時に整備するラインを除	
	(。)()	
	<u>^ ^ ^ </u>	
集出荷貯蔵施設(なし)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	計画処理量1トンにつき270千円
	を同時に整備するラインを除く。	
集出荷貯蔵施設(かんきつ)		計画処理量1トンにつき170千円
	選果機(選果機のみを整備する場合を含	計画処理量1トンにつき90千円
	む。また、外部品質センサーと内部品質	ただし、計画処理量5千トン未満の
	センサーを同時に整備するラインを除	場合は135千円
	<.)	
	建物	70千円/㎡
集出荷貯蔵施設(野菜)	きゅうり、トマト、なす及びピーマンに	
	限る。	ただし、150g未満のトマトにあって
		は計画処理量1トンにつき610千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	6,400千円/ha
	防風施設	6,400 十月/ ha 41,970千円/ ha
	17-47-144 CERA	11,010 1 1/1 110
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス (軒高が3.5m以上	33千円/㎡
	のものを除く。)	•/
	II	ı

	ほ場内地下水位制御システム	3,000千円/ha
種子種苗生産関連施設(稲・麦・大豆)		計画処理量1トンにつき1,060千円
種子種苗生産関連施設(野菜)	温室(軒高が3.5m以上のものを除く。)	33千円/m²
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	7,800千円×1日当たりの処理能力 頭数(牛及び馬は1頭につき豚4頭 に換算する。以下「肥育豚換算」と いう。) ただし、5の畜産物産地基幹施設整 備の畜産物処理加工施設の産地食肉 センターの補助対象基準の(c)の ただし書に基づき、都道府県知事が 地域の実情により特に必要と認めた 場合であって、1日当たりの処理能 力頭数(肥育豚換算)が560頭未満 の場合は、10,140千円×1日当た りの処理能力頭数(肥育豚換算)
		200
		100

- (注) 1 産地基幹施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、 代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。
 - 2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。
 - (3) 要綱別表1のIの採択要件の欄の(5)に定める総事業費に満たない場合にあっても、 要綱第3の6に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事及び地方農政局長(北海 道にあっては農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長又は農林水産省政策統括官、 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。)が、地域の実情により必要と認めた場合(都 道府県知事は理由書を作成し、要綱第4の2に定める都道府県事業実施計画の成果目標 の妥当性と併せて協議を行うものとする。)にあっては、当該事業を実施できるものとす る。

(4) 面積要件等

ア 要綱別表1のIの採択要件の欄の(3)の生産局長等農林水産省食料産業局長、農 林水産省生産局長及び農林水産省政策統括官。)が別に定める事業対象作物の作付(栽 培)面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者が、第1の2の 輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、この限りではない。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	・原則として、受益地区の水田 面積の2分の1以上において、
	麦	北海道:60ヘクタール 都府県:30ヘクタール	おおむね10アール以上の区画整 理が行われていること又は本対

			策の実施時において、水田の都
豆類	Į		道府県営ほ場整備事業団体営ほ
			場整備事業等について、実施年
	大豆	20ヘクタール	次等が具体的に定められている
			計画が樹立されているものとす
			る。
			・受益地区内に水田がある場合
			は次に掲げる(a)又は(b)
			の要件を満たす地区であるこ
			と。
			なお、受益地区が複数の水田
			フル活用ビジョン等を策定する
			地区を含む場合は、5割以上の
			地区において次に掲げる(a)
			又は(b)の要件を満たしてい
			ること。
			(a)受益地区内の水田におい
			て生産される事業対象作物の
			作付面積の3分の2以上が1
			ヘクタール以上に団地化され
			ることが確実であること。
			(b) 事業の受益地区が事業対
			象作物の2以上の主要作業を
			3~クタール以上実施してい
			る担い手が存在する地区であ
			って、さらに、地区内のおお
			むね5割以上の事業対象作物
			の主要作業が集積されること
			が確実であること。
•	雑豆	北海道:25ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場
	落花生	都府県:10~クタール	合も同じとする。
	16111111111111111111111111111111111111	和州外、10 7 7 7	
種子	<u>.</u>		・原種又は原原種の場合は、当
			該原種又は原原種を播種する指
			定種子生産ほ場の面積とする。
	稲	種子生産ほ場の面積が25へ	
	刊世	クタール	

		麦	種子生産は場の面積が 15へ クタール	
		大豆	種子生産ほ場の面積が5へ クタール	
畑作物・地域特産物	しいも	· · · · ·	北海道:50ヘクタール(複数 市町村にまたがる広域 的な産地の場合は構成 する市町村数に50ヘク タールを乗じた面積) 都府県:25ヘクタール(複数 市町村にまたがる構成 する市町村数に25ヘク タールを乗じた面積)	
		ばれいしょ	北海道:25ヘクタール 都府県:10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
		かんしょ	50ヘクタール	
	茶		10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
	てん	菜	50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。)の区域内にあること。	
	さと	こうきび	10ヘクタール ただし、事業実施地区が指 定地域の区域内にあること。	

	こんにゃく	10〜クタール ただし、種苗用については 30〜クタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業 を効率的に実施できる程度に集 団化していること又は集団化す ることが確実と見込まれるこ
	そば	5ヘクタール	٤.
	ハトムギ	10〜クタール ただし、1〜クタール以上 の団地の合計面積が地区内作 付面積のおおむね50パーセン ト以上であること又はそのた めの計画が策定されているこ と。)	
	葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
	染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産物	2〜クタール	
	蚕	集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあっては、1ヘクタール以上であることとする。	
果樹	年政令第145号)第	10へクタール ただし、種子種苗生産関連 施設を整備する場合にあって は、かんきつ類で100へクター ル、落葉果樹で50へクタール とする。	

	上記以外の果樹	3~クタール
野菜	露地野菜	10ヘクタール ただし、沖縄県にあっては 5ヘクタール なお、都市近郊地域(「農林 統計に用いる地域区分の制定 について」(平成13年11月30日 付け13統計第956号農林水産省 大臣官房統計情報部長通知) の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町 村をいう。以下同じ。)において事業を実施する場合にあっては2ヘクタールとする。ただし、生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が5アール以上であることとする。
	施設野菜	5ヘクタール なお、都市近郊地域におい て事業を実施する場合にあっ ては50アールとする。ただし、 生産緑地が主たる対象である 場合にあっては、生産緑地の 面積が5アール以上であるこ ととする。
花き	露地花き	5ヘクタール なお、都市近郊地域におい て事業を実施する場合にあっ ては2ヘクタールとする。た だし、生産緑地が主たる対象 である場合にあっては、生産 緑地の面積が5アール以上で あることとする。
	施設花き	3~クタール

なお、都市近郊地域におい
て事業を実施する場合にあっ
ては50アールとする。ただし、
生産緑地が主たる対象である
場合にあっては、生産緑地の
面積が5アール以上であるこ
ととする。

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対 象作物の作付(栽培)面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

ただし、要綱別表1のIの事業実施主体の欄の(9)の民間事業者が、第1の2の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備に取り組む場合は、この限りではない。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

- (ア) 山村振興法 (昭和40年法律第64号) 第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指 定された地域
- (イ) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- (ウ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策 実施地域として指定された地域
- (エ) 半島振興法 (昭和60年法律第63号) 第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策 実施地域に指定された地域
- (オ)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。)第2条第1項に規定する特 定農山村地域として公示された地域
- (カ)「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦		・受益地区内に水田がある場合 は次に掲げる(a)又は(b)
		上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営	の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる(a)又は(b)の要件を満たしてい
		備事業等について、実施年次	ること。

	豆類 大豆	等が具体的に定められている 計画が樹立されているものと する。 10~クタール ただし、付加価値の高い大 豆生産を実施していること又 は実施することが確実と見込 まれること。	て生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1 へクタール以上に団地化されることが確実であること。 (b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であ
	雑豆 落花生	北海道:25ヘクタール 都府県:10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	種子(稲)	種子生産ほ場の面積 が10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、当 該原種又は原原種を播種する種 子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域 特産物	ばれいしょ	北海道:25ヘクタール 都府県:10ヘクタール	
		北海道:10ヘクタール 都府県:5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。

	茶	5〜クタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指 定地域(砂糖及びでん粉の価 格調整に関する法律(昭和40 年法律第109号)第19条の指 定地域をいう。)の区域内に あること。	
	なたね こんにゃく ホップ	5〜クタール	
	染料作物	3〜クタール	
果樹	果樹農業振興特別 措置法施行令(昭 和36年政令第145号) 第2条に定める果 樹		
	上記以外の果樹	3〜クタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3〜クタール	
花き	露地花き	3〜クタール	
	施設花き	2〜クタール	

ウ 野菜、花き及び果樹の取組において種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの 面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とする。

4 産地基幹施設等の基準

要綱別表1のIのメニューの欄の1の耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	補助対象基準
耕種作物産地基幹施設整備	 ・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (a)事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 (b)事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものする。 ①フォークリフト(回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)、②パレット、③コンテナ(プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。)、④可搬式コンベヤ(当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。)、⑤作業台(土壌分析用等に用いる実験台を除く。)、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器(電子天秤を除く。)、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機
育苗施設	
床土及び種もみ処 理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕飼育施設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限 るものとする。

附带施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物(稲、麦(大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。) 豆類(大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。))の種子並びに地 特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設 び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力 高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大 等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(平成19年3月 日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知)に基づき、生産者 体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で 売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵 施設	・土地利用型作物の種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっの留意事項について」(平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水省農蚕園芸局長通知)等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら理加工施設及び貯蔵乾燥ビン(通気貯留ビンを含む。)を整備するこ並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする

	・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領(平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知)に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	 ・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれら施設を整備する場合は、この限りではない。 ・建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給力に見合った適切な施設規模とする。 原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとする。また、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画

的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。

・処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直 売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものと する。

なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。

- ・土地利用型作物(大豆)の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制(協議会等)が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。
- ・都道府県知事が、効率的な原料の荷受や出荷体制の構築等のために特に 必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるも のとする。

加工施設

- ・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。
- ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、 豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、 荒茶加工機(荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械 等とする。以下同じ。)、仕上茶加工機(仕上茶加工工程の全部又は一 部の加工を目的とした機械等とする。)、搾汁機、搾油機、トリミング 用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱 莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、 薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑 葉粉末加工機(地域特産物)、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度 な加工を行う機械等をいう。
- ・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と 生産者等による推進体制(協議会等)が整備されていることとし、当 該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機 及び仕上茶加工機の整備のみとする。(ただし、仕上茶加工機を導入す る場合、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契

	約栽培は長期的な契約を締結するものとする。)
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設にこれら施設を整備する場合は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。)以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領(平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知)に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販

売される豆類はこの限りではない。 ・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必 要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるもの とする。 集出荷施設 ・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を 整備する場合については、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コ ストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られ た内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関す る指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化 を図るものとする。 予冷施設 ・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保 貯蔵施設 管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施 設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備すること ができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むもの とする。 選別、調製及び包 - 消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コ 装施設 ード等を品物に添付する施設を整備することができる。 品質向上物流合理 ・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設 化施設 及びこれらの附帯施設並びに麦の容器(容量1トン未満のもの及びフ レキシブルコンテナを除く。)とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準 ずるものは対象としない。なお、整備に当たっては、受益地区内の乾 燥調製施設(新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。)との 十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するととも に、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的な ばら出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、 連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要 となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるもの とする。 穀類広域流通拠点 ・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広 施設 域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)品質向上物流合理化 施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設(大豆を対象作物とする場合に限 る。)、(c)精米施設とする。

- ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロット で確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。
- ・精米施設を整備する場合には、農業者の組織する団体以外の精米業者 への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすもの とする。

なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、 複数の農業者の組織する団体が100%出資する法人であって、米穀の卸 売業者でない者に限るものとする。

- (a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。
- (b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関 係行政機関等との調整が図られていること。
- (c) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とし た契約がなされていること。
- (d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運 営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点 から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。

農産物取引斡旋施 設

- ・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、次のとおりとす る。
 - (a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイ ントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものと する。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び 貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたも のに限るものとする。
 - (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量 に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通するこ とが確実と見込まれる場合に限るものとする。
 - i 茶······1,000ヘクタール
 - ii こんにゃく…………600~クタール

設

青果物流通拠点施┃・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み 合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推 進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うため の交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置でき るものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯 蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限 るものとする。

残さ等処理施設	
附帯施設	
産地管理施設	・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病害虫診断、品質分析(食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。)、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 なお、この場合にあっては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。
附带施設	
農作物被害防止施 設	・農業生産における被害(鳥獣害を除く。)を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。
病害虫防除施設	・害虫誘引施設(防蛾灯等)、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壤浸食防止施設	
附带施設	

設

- 生産技術高度化施 ・ 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。
 - ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを 整備する場合に当たっては、受益農業従事者は次の内容をすべて実施 することとする。

なお、(a)から(c)までを実施するに当たっては、共同利用台帳 を作成することとし、(a) については作業日、作業種類、作業者、作 業時間等を、(b) については購入日、資材名、数量、価額、購入者等 を、(c)については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記するこ ととする。

(a) 栽培管理作業の共同化

育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のい ずれかを共同で行うこととする。

(b) 資材の共同購入

肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとす る。

(c) 共同出荷

出荷に際しては、共同で行うこととする。

(d) 所有の明確化

当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は 登記簿により明らかであること。

(e) 管理運営

当該温室が共同で管理運営(利用料金の徴収及び一体的維持管 理) されていること。

・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野 外への逃亡防止等に万全を期すこと。

技術実証施設

・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設等とする。

ル温室

- 省エネルギーモデ│・当該施設を導入する場合は、第2の3の(5)に定める面積にかかわ らず設置することができるものとする。また、その施設の規模は、1 棟当たりおおむね500平方メートル以上とする。
 - 地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設 備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管 理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、 自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施 設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、 必ず装備するものとする。

また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の 地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱 量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用 が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとす る。

ウス

- 低コスト耐候性ハ 50m/s以上の風速(事業対象作物について、ハウスの被覆期間中におけ る過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とする ことができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/ sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す 等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。)に耐え ることができる強度を有するもの又は50kg/m³以上の積雪荷重に耐える ことができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能 を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性 を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるもの とする。
 - ・なお、当該施設を導入する場合は、第2の3の(5)に定める面積に かかわらず、設置できるものとし、その設置実面積が500平方メートル 以上のものとする。
 - ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管 理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施 肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、 地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することがで きるものとする。
 - ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を 実施するものとする。
 - ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委 託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任 範囲を明確にするものとする。
 - ・都道府県知事が、地域の立地条件等を考慮して、特に必要と認める場 合は、地域内において当該施設を分けて設置することができる。

施設

- 高度環境制御栽培 野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な 太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容す る施設をいう。
 - ・ 当該施設を導入する場合は、第2の3の(5)に定める面積にかかわ らず設置することができるものとする。

また設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地 に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、 未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利 用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合 にあっては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものと する。

- ・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速(過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。)若しくは50kg/m³以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。
- ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び 空調装置を備えているものとする。

空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気 温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。

- ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、 集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥 装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収 穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。
- ・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及 している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導 入を必須とする。
- ・新技術は、過去に農林水産省の補助事業により整備された完全人工光型 の施設における生産性の指標を超えることが客観的なデータに基づき立 証できるものに限るものとする。

また、完全人工光型の施設に係るスプラウト類、リーフレタス類等の 導入地区数の上限は、関連事業(本対策、強い農業づくり交付金及び産 地パワーアップ事業における高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施 設の整備をいう。以下この欄及び「高度技術導入施設」の欄において同 じ。)を通じ、累計で全国3地区とし、3地区に達した場合にはより高 い生産性の指標に改訂することとする。

・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施 設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売 先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び 販売計画を策定していること。

特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

高度技術導入施設

- ・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設(種子コーティング施設)、ほ場内地下水位制御システム、水稲自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。
- ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速(事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。)又は50kg/㎡以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨(アルミ骨を含む)ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。

脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設への電気や熱等のエネルギーの供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。

- ・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益力の向上に資する新技術の導入を 必須とする。
- ・新技術は、過去に農林水産省の補助事業により整備された完全人工光型 の施設における生産性の指標を超えるものことが客観的なデータに基づ き立証できるものに限るものとする。

また、完全人工光型の施設に係るスプラウト類、リーフレタス類等の同一の新技術の導入地区数の上限は、関連事業を通じ、平成29年度以降の累計で全国3地区までとする。事業実施主体は、関連事業を通じた当該新技術の導入実績について、開発したメーカー等に確認した上で、当該新技術の導入地区数が導入可能地区数内であることを事業申請時に申告すること。新技術は、平成30年度以降は、関連事業で既に導入された最新の技術と比較して、収量の1割以上の増加若しくは生産コストの1割以上の低減又は品質の著しい向上が可能であることを客観的なデータに基づき立証できる技術に限るものとする。

なお、施設園芸栽培技術高度化施設を導入する場合は、第2の3の(4)に定める面積にかかわらず設置できるものとする。

・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環

境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びに これらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の 対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給 できる水準のものとする。 「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とする。当該施設を導入す る場合は、第2の3の(4)に定める面積にかかわらず設置できるも のとし、その栽培床がおおむね2,000平方メートル以上のものとする。 ・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯 栽培管理支援施設 蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施 設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるも のとする。 「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用 冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原 則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量(自家 自給分を除く。)を供給できる水準のものとする。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、 明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリ ンクラー (立ち上がり部分) は、交付の対象外とするものする。 株分施設 いぐさに限る。 附带施設 種子種苗生産関連・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。 施設 種子種苗生産供給 - 優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成 施設 型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに 附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜につい ては、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対 象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生 産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産 施設を整備できるものとする。 種子種苗処理調製 - 地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向 施設 上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるもの とし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主 検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要

	な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備設 するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽等等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものする。
種子生産高度化施 設	・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要なる置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
至	
畜産物処理加工施 設	
産地食肉センター	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること (a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計 に基づくものであること。 (b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県 画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受け いること。 (c) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力(肥育豚換算)が おむね700頭以上の規模となること。 ただし、離島(離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島 興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別 置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法(平成 年法律第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。)において 業を実施する場合及びハラール認証(イスラム諸国への輸出又 日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされ 食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証 いう。以下同じ。)を取得する場合であって、都道府県知事が地 の実情により特に必要と認める場合はこの限りではない。 (d) 当該施設から発生する特定部位(と畜場法施行規則(昭和28 厚生省令第44号)別表第1に掲げるものをいう。)の適切な処理

	(e) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又に 部分肉以上に加工度の高い商品であること。 (f) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜 の処理工程と分離されていること。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置るものとする。(特段の事由がある場合は、この限りではない。)
と 畜解体・内臓 処理施設	・と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の規定により都道府 知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力(牛及び馬の枝肉にあっては24間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。)を有する冷却装置を備え有する冷蔵庫であって、1日当たりのと畜解体処理能力の少なくとも倍以上の枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力を有し、かつ枝肉懸吊装置を備えていることとする。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル 施設	・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の(a)、(b) 又は(c) の基準に適合すること。 (a) と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)、と畜場法施行規則、「 肉処理業に関する衛生管理について」(平成9年3月31日付け衛乳

	104号厚生省生活衛生局長通知)及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」(平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善さは新設を指摘した設備(設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。)であること。 (b)食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年活律第59号)に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度付計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 (c)輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。		
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。		
動物福祉対応施設	・輸出に係る設備であって、輸出先国等が定める動物福祉の基準を順気するために必要な設備であること。		
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質 汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に定められた 排水基準以下に処理し得る能力を有すること。		
TSE対応施設			
食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上の規模となること。		
生体受入施設			
放血脱羽、中抜き及び冷却施設			
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマーナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。		
食鳥肉加工施設			

輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の(a)、(b) 又は(c)の基準に適合すること。 (a) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年3月25日付け政令第52号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年6月29日付け厚生省令第40号)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備(設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。)であること。 (b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 (c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質 汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を 有すること。
鶏卵処理施設	・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	

洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
畜産物加工施設	 ・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。 ・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社若しくは農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農業者が組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。

Ⅱ 食品流通のグローバル化

Ⅱ-1 輸出拡大卸売市場施設整備

第1 取組の概要

要綱別表1のIIのメニューの欄の農畜産物の輸出拡大に向けた卸売市場施設等の整備については、中央卸売市場が卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。)第5条に定める中央卸売市場整備計画に基づいて実施する、施設の改良、造成若しくは取得(以下「整備」という。)又は市場法第6条に定める都道府県卸売市場整備計画において地域拠点市場として位置付けられた若しくは位置付けられることが確実と認められる地方卸売市場(以下「拠点地方卸売市場」という。)が市場法第4条に定める卸売市場整備基本方針(以下「整備基本方針」という。)第1の2に掲げる経営戦略を確立するための経営展望(以下「経営展望」という。)に即して計画的に実施する施設の整備であって、国産農畜産物の輸出拡大に向けた取組を行うものに対する支援とする。

第2 取組の実施基準等

- 1 事業の実施基準
- (1) 品質・衛生管理高度化施設の整備

輸出先国が求める衛生基準等を満たすため、取扱物品の品質・衛生管理の高度化を図る施設(食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号。以下「HACCP支援法」という。)に基づく支援の対象とされた(支援の対象となることが確実であると認められる場合を含む。)HACCP支援法第2条第2項に規定する「製造過程の管理の高度化」を図るための施設又はこれに準ずる施設、HACCP支援法第2条第3項に規定する「高度化基盤整備」に係る施設又はこれに準ずる施設、総合衛生管理製造過程承認制度に基づく認証やISO認証などの第三者による認証(認証が行われることが確実であると認められる場合を含む。)に係る施設及び「食品事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号別添)に基づき衛生管理を行う施設)とし、以下の要件を満たすことを基本とする。市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。

- ア 閉鎖型の構造となっており、かつ、専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換 気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に 応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。
- イ 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区画が 設けられていること。
- ウ 利用規程において、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。
- (ア) 施設の取扱品目
- (イ)主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項(運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輌に関する事項を含む。)
- (ウ) 施設の設定温度と温度管理に関する事項
- (エ) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項
- (オ) その他必要な事項
- エ 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)の基準を満たしていること。
- (2) 食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜

場に係るものであって次に掲げるものとする。

- ア 係留所
- イ 生体検査所及び検査用機械器具
- ウ 処理室及び処理設備
- エ 検査室及び検査用機械器具
- 才 消毒所、隔離所
- 力 汚物処理設備
- キ 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- ク 作業員室
- ケ と場に係る電気通信等附帯設備
- (3) 施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物(以下「衛生施設等」という。)については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設(立体駐車場及び地下駐車場)、市場管理センター、加工処理高度化施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含めて取り扱うものとし、当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積(2階以上に渡るものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面積を加えるものをいう。)を比較して、最大の施設とする。

(4) 大規模増改築

- ア 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、次に掲げる全ての条件に該当する もの(以下「大規模増改築」という。) に要する経費
- (ア) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装(以下「売場施設等」という。) を主体 とした増改築であること。
- (イ) 当該増改築に係る売場施設等の工事量が、当該増改築を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積(売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。)の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。
- (ウ) 当該増改築を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続 的に実施されるものであること。
- イ 大規模増改築に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、選果・選別施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、あるいは、機能上併行して行わなければならない施設とする。
- ウ 大規模増改築に係る交付率の適用は、原則として当該大規模増改築に着手した年度以降 市場法第11条第1項による変更認可を受ける年度までとする。
- (5) 施設の整備を実施するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者(以下「PFI選定事業者」という。)が事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。
 - ア 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場において、PFI法第5条に基づく実施方針を定め、 かつ、経営展望(策定することが確実と認められる場合を含む。)に即して事業を実施する ものであること。
 - イ PFI法第14条第1項に基づく事業計画又は協定等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実 な実施の確保が見込まれること。
 - ウ 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。
 - エ 他の地方卸売市場と統合を行う拠点地方卸売市場にあっては、都道府県卸売市場整備計画に即し、取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること。

オ 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備を実施した施設について、PFI法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

- (6) 事業を実施する場合は、以下の点に留意するものとする。
 - ア 施設の整備が、整備基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機 能を有するものであること。
 - イ 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。
 - ウ 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。
 - エ 必要に応じて次に掲げる機能を有する施設の整備を検討すること。
 - (ア) コンピューター制御による温度管理機能等を持つ施設(例えば、商品形態の多様化、 産地における予冷化又は消費者等の鮮度保持志向に対応する低温流通システム確立等に 資する施設(温度管理付き小規模低温卸売場、温度管理機能装備仲卸売場、水温管理付 き活魚保管槽、定温・低温管理付き倉庫、高品質維持冷蔵庫))
 - (イ) コンピューター制御による自動搬入・搬出、自動前処理・包装等の施設(例えば、作業環境の改善、労働力の確保又は配送コスト等の削減に対応する物流の共同化、一元化又は省力化に資する施設(自動ピッキング倉庫、多機能装備せり機械設備、自動搬送機、自動荷捌機、自動計量選別機、加工機械、自動包装機))
 - (ウ) 仕入れ・販売管理、需給情報サービス等システムの確立のための施設(例えば、需給情報の的確な把握・活用又は市場業務の効率化若しくは迅速化に資する施設(多機能装備入荷数量等表示設備、情報処理施設))
 - (エ)(ア)から(ウ)までに準ずる施設であって、卸売市場の既存の施設外に市場施設の一環として設置される施設(例えば、卸売市場の既存施設外に市場施設の一環として設置される保管・配送、流通加工等の業務の円滑な運営に資する施設(多温度管理型冷蔵庫、保冷倉庫、立体自動保管庫、自動倉庫、加工機械、自動包装機、自動ラベル貼付機、低温買荷保管施設、自動搬送機、自動荷捌機、低温積込施設、共同低温配送施設))
 - オ 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
 - カ 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。
 - キ 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者(地方公共団体以外の開設者にあっては都道府県又は市町村)において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

(7) 施設の取得

ア 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。 イ 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。

(8) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

- ア 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。
- イ 工事施工に係る設計監理、監督料については、アと同様の取扱いとするものとする。
- ウ 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてアに準じた取扱いとするものと する。
- エ 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

(9) 共済制度等への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、 円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)) に確実に加入するものとする。また、事業実施状況報告書及び評価報告書に事業実施主体の 共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。

(10) 指導及び助言

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

- (11) 施設の管理運営
 - ア この事業により整備を実施した施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。
 - イ 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照 らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。
 - ウ 事業実施主体は、イの管理運営規定を定め、又は変更しようとするときは、都道府県知 事の承認を受けるものとする。
- (12) 事業実施主体は、GFPのコミュニティサイト (http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/entry.html) に登録している者とする。
- 2 事業実施主体
- (1) 中央卸売市場の開設者
- (2) 拠点地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者
 - ア 地方公共団体
 - イ 第3セクター
 - ウ 法人(ア及びイを除く。)
 - 工 事業協同組合等
 - オ エに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人
 - カ PFI選定事業者
 - キ 特認団体 (ア〜カに掲げる者以外の者であって、施設の導入等により当該卸売市場を経 由した輸出の促進が図られるものとして、地方農政局長等が特に必要と認める者をいう。)
- 3 事業の要件
- (1) 中央卸売市場又は拠点地方卸売市場が、経営展望(策定することが確実と認められる場合を含む。)に即して実施する施設の整備であり、当該施設を整備することにより輸出の促進が図られると認められるものであること
- (2) 取扱数量の増加に資する施設の整備を実施するものであること
- (3) 拠点地方卸売市場が施設の整備を実施する場合は、地域拠点市場の目標取扱数量(青果物 15千トン以上、水産物 7 千トン以上、花き 2 千万本相当以上。) を現に有していること ただし、平成28年度までに都道府県により採択された事業については、この限りでない。
- (4) 輸出促進に向けた取組が行われ又は行われることが確実と見込まれ、取扱数量の増加の見込み等を含む事業計画を有するものであること
- (5) 別紙様式により当該卸売市場の輸出拡大計画を作成していること
- 4 交付対象施設及び交付率

第1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

交付対象施設	交 付 率		
	輸出促進に資する中央卸売市	輸出促進に資する中央卸売市	輸出促進に資する拠点地方卸
	場の施設の整備に要する経費	場の施設の整備に要する経費	売市場の施設の整備に要する
	のうち以下に係るもの	のうち既に設置している卸売	経費
	(1)新たに設置する卸売市	市場の施設の整備であって、	
	場の施設の整備に要する	左記以外に要する経費	
	経費		
	(2) 大規模増改築に要する		
	経費		

売場施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	4/10以内	_	1/3以内 ※
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	4/10以内	1/3以内	
情報処理施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	_	1/3以内 ※
防災施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
選果・選別施設	4/10以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付	1/3以内	_	1/3以内 ※
加施設			
附帯施設	1/3以内	_	1/3以内 ※
上記施設の施設内容に準	1/3以内	1/3以内	1/3以内
ずる施設			

[※]拠点地方卸売市場の新設に限る。

5 交付対象施設の施設内容

交付対象施設	施設内容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設 (輸出物流拠点施設における荷捌き場を含む。)
貯蔵・保管施設	低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設(売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装 ※	駐車施設等(駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設)と一体的に行う舗装(門、柵、塀以外の基盤整備を含む。)
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設(場内物流効率化システム(自動荷さばき施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設)を含む。)
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設であり、リサイクル処

	理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強 化に資する施設			
食肉関連施設	第2の(2)に定める施設であってと畜場法第4条第1項の規定に 都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係 肉等衛生管理強化施設			
食肉等衛生管理 強化施設	第2の(2)のキ及びケのうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同アからケのうち、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備			
情報処理施設	LAN幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信 基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等 表示設備			
うち交付の対象 外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表 示設備			
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内LAN、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放するための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること			
うち交付の対象 外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設			
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設			
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小 売支援機能が付与される施設			
選果・選別施設	産地と連携した取扱物品の選果・選別等の集荷機能の高度化・強化を図 るために必要な施設			
総合食品センター機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる 関連事業施設			

附帯施設	他の施設(売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、 食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理 高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に 準ずる施設)と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及 びガス設備(電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係 る工作物を独立して整備する場合を含む。)
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、 市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設

(注)※へこみ等の補修は交付の対象外とする。

6 施設の整備規模

(1) 施設の整備規模については、卸売市場基本方針に定める卸売市場施設規模算定基準等に基づく規模(以下「必要規模」という。) の算定を行い、原則として必要規模の範囲内で設定することとする。

ただし、必要規模の算定根拠を踏まえ、整備規模が必要規模を超える合理的な理由があり、 当該理由が明確にされている場合はこの限りでない。

(2)整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由については、成果目標の妥当性について都道府県知事が地方農政局長等と協議を行う際、備 考欄に付記することとする。

7 上限建築単価

下表に掲げる施設にあっては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。 ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設、加工処理高度化施設及 び選果・選別施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐車施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、 食肉関連施設(中央卸売市場に限る。)、情報処理施設、防災施設及び附帯施設については、個々 に積算することができるものとする。

(637)	[44- NL	上限建築単価		
施設区分	構造	一般地域	多雪地域	沖縄地域
		円/m²	円/m²	円/m²
売場施設	鉄骨構造(平屋)	100, 000	110,000	110, 000
貯蔵・保管施設(倉庫施設)	鉄骨構造(重層)	117, 000	128,000	128, 000
駐車施設	鉄筋コンクリート構造(平屋)	111,000	111, 000	122, 000
市場管理センター	鉄筋コンクリート構造(屋上駐車場)	122,000	122, 000	134, 000
加工処理高度化施設	鉄筋コンクリート構造(重層)	179, 000	179, 000	197, 000
選果・選別施設				
総合食品センター機能付加施設				
上記施設の施設内容に準ずる施設				
貯蔵・保管施設(冷蔵庫施設)	鉄骨構造 鉄筋コンクリート構造	141, 000 167, 000	154, 000 167, 000	154, 000 184, 000

(注) 多雪地域とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

Ⅱ-2 輸出物流拠点施設整備

第1 採択要件に関する留意事項

要綱別表1のⅡの採択要件の欄の(1)の成果目標については、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

第2 取組の概要

- 1 農林水産物等の輸出を促進するために空港内や港湾内及びその周辺におけるコールドチェーン対応が可能な輸出物流拠点の施設の整備
- (1) 事業実施主体
 - ア 地方公共団体
 - イ 第3セクター
 - ウ 中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
 - エ ウに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人(ウに掲げる法人を除く。)
 - オ 特認団体 (ア、イ、ウ及びエに掲げる者以外の者であって、輸出物流拠点施設の整備により輸出促進に資するものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。)

(2) 事業の要件

- ア 農林水産物等物流を効率化し、輸出を促進するための取組に必要な施設の整備を実施するものとし、輸出先国が求める衛生基準を満たし、産地から輸出先国までの一貫したコールドチェーンを確保できる施設であり、輸出先国までの配送に必要な梱包等が可能であること。
- イ 専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。
- ウ 利用規程において、次に掲げる事項が規定されていること。
- (ア) 施設の取扱品目
- (イ)主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項(運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輌に関する事項を含む。)
- (ウ) 施設の設定温度と温度管理に関する事項
- (エ) 品質管理の責任者の設置及び債務に関する事項
- (オ) その他必要な事項
- エ 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の基準を満たしていること。
- 2 取組の実施基準

次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。

- (1)農林水産物等物流を効率化し、輸出を促進するために必要な機能を有する施設とし、当該施設を機能させるために必要最小限のものであること。
- (2) 当該施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。
- (3) 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。
- (4) 工事の請負は、原則として競争入札に付して実施するものであること。
- (5) 交付対象経費は、原則として当該施設を設置する地方公共団体において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

3 共済制度への加入

本対策により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に損失を補填し、円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補填保険等(天災等に対する補填を必須とする。))に確実に加入するものとする。また、事業実施状況報告書及び評価報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。

4 交付対象施設及び交付率

輸出物流拠点施設整備の交付対象施設は、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、情報処理施設、防災施設、附帯施設とし、交付率はII-1の第2の7に掲げる上限建築単価を基に算出した交付対象事業費の1/3以内とする。

また、交付対象施設の施設内容はⅡ-1の第2の5に準じることとする。

5 その他

II-1の第2の1の(1)及び(7)から(11)については、輸出物流拠点施設整備において準用する。

ただし、第2の1の(11)においては都道府県知事の承認を得るものとする。

附 則

この通知は、平成28年1月20日から施行する。

附即

この通知は、平成28年10月11日から施行する。

附則

この通知は、平成30年2月1日から施行する。

附則

この通知は、平成31年2月13日から施行する。